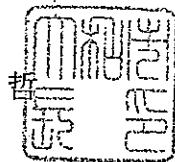




平成 25 年 7 月 22 日

大和市議会議長 大 谷 仁 殿

大和市長 大 木



## 議会基本条例案（本文・逐条解説）に対する意見について（回答）

このことについて、平成 25 年 6 月 3 日付けて提示がありました標記案について、次のとおり回答します。

## 1. 基本的考え方

今般、提示いただいた議会基本条例案（本文・逐条解説）については、「議会基本条例検討協議会」において、昨年 2 月から 24 回にも及ぶ検討を重ね、協議会の案としてまとめられたものと伺っております。このことは、まさに議会改革に関する継続的な取組みの成果であり、議長はじめ議員各位のこれまでの活動に敬意を表するものであります。そして、この議会基本条例の制定は、大和市議会にとって大変意義のあるものであり、一つの大きな節目となるものと認識しております。

本条例は、市議会の皆様の提案によって、議会に関する基本的事項を定めるものであることから、提示いただいた内容については、基本的には尊重させていただきたいと考えております。そこで、主に今後の行政運営上、関連・影響が大きいと認められる部分に限って、意見を申し上げます。

なお、法制的な視点、用字用語の使い方等に関しては、参考までに別途、議会事務局にお伝えします。

## 2. 第 2 条第 1 項について

(議会の役割)

第 2 条 大和市の住民の意思は、議会によって代表される。

この記述は、議会のみが住民を代表していると捉えられかねず、誤解を招く表現となっています。内容の再検討を要望するものです。

### 3. 一般質問について（第13条関係）

第13条は、本会議場において、議員と市長等が市の政策・施策について真摯に議論し、市の将来の方向性を定めていくために極めて重要である一般質問の方式について定めるものですが、次のとおり案の内容の再検討を強く求めるとともに、具体的な実施に当たっては、市側との事前の協議を行っていただくよう要望します。

#### ① 反問権の明記について

逐条解説では、第1項の「一問一答方式」のメリットとして、市民にとって分かりやすい点を挙げていますが、論点を絞り込むことで、議員と市側との議論の活発化が期待できる側面もあると考えます。

第2項では、市長等により、いわゆる「趣旨確認」ができる旨が規定されていますが、「一問一答方式」のメリットを最大限活かすためには、この「趣旨確認」のみでは全くもって不十分と言わざるを得ません。

議員の質問に対して、趣旨確認に加え市側から質問することができる、いわゆる「反問権」を制度化することで、議員と市側との議論のより一層の活発化を図れるものと考えます。一定の緊張感がある中での一般質問の実施は、議会改革の観点からも大変重要な事項であると認識しております。

以上の点から、第13条第2項における「市長等の趣旨確認」については、「市長等の反問権」に変更することが不可欠と考えますので、内容の再検討を強く要望いたします。

#### ② 市側との協議について

逐条解説に記載された内容だけでは、「一問一答方式」の範囲や方法などが不明な状況です。

そこで、「一問一答方式」の実施に当たっては、運用に必要な具体的な事項について、事前に市側との協議を行っていただくようお願いいたします。

## ● 大和市議会基本条例案（本文・逐条解説）に対する意見

条文	見出し	意 見
前文		<p><b>本文</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「憲法が規定する」を「日本国憲法第92条に規定する」に改める。</li> <li>第3段落「不斷の努力を重ねる」についての目的語がない。 (例えば～についての不断の努力)</li> </ul>
第2条	議会の役割	<p><b>本文</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前文や第1条にある「市民の負託」の「負託」とは、国語辞典によれば「責任を持たせて任せること」とされており、第2項の表現としては、議事機関としての責務を負っている点を明確にした方がわかりやすく条文の意味も深まるところから、第2項中「議事機関として」の後に「の責務を果たすため、」を加える。</li> </ul> <p><b>【総務課修正案】</b> (議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、議事機関としての責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><b>解説</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1項の条文では「住民」としているが、解説では「市民」としており、整合が取れていない。</li> <li>政策立案や政策提言が重要な議会の役割である理由（意義）を付記した方がよいのではないか。</li> </ul>
第3条	議会の活動原則	<p><b>解説</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号の解説で「見える化」を進めるとは、具体的に何を推進するのか、例が説明にあるとわかりやすい。</li> <li>第2号の解説で「更に充実したものにしていく必要がある」ということだが、説明責任を果たすのは議会自身なので、「…ホームページで公開するなど説明責任を積極的に果たしていく」等の表現の方が良いのではないか。</li> </ul>
第4条	議員の活動原則	<p><b>解説</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資質向上に努めることの理由（市民の負託に的確にこたえるため等）を追記した方が分かりやすいと考えられる。</li> </ul>
第5条	議員の政治倫理	<p><b>本文</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「倫理的義務」という表現は、難解な印象のため、他の用語で説明できないか。</li> </ul>

第6条	会派	<p><b>本文</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項で会派の結成自体が「できる」規定であり、強制ではなく、会派に属する属さないは、議員の自由意思であるのに、会派に属さない者について議会が利益保護をすることを規定する必要があるか。</li> </ul> <p><b>本文 解説</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4項の解説で「不利益があつてはなりません」とあるが、「努力義務」となつておらず、整合していない。</li> </ul>
第7条	市民参加	<p><b>本文</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第2号で説明責任を活動原則として規定している中で、その説明責任の一環と考えられる第4項の議会報告等をできる規定にしている。条文間の整合性が問われると考える。</li> </ul>
第12条	議決事件の追加	<p><b>本文</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方自治法第96条第2項の規定により」は「検討」にかかるので、「規定による」にすべきではないか。</li> <li>・本条は第23条（条例の見直し）で対応可能と考えられる。</li> </ul>
第15条	政策形成等	<p><b>本文 解説</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「そのなか」→「その中」が適当ではないか。</li> <li>・「つくる」→「作る」が適当ではないか。</li> </ul>
第18条	予算の確保	<p><b>本文</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも「求める」ことを基本条例の条文にすることは妥当か。条文にするのであれば、要求行為ではなく、予算の確保に取り組む主体を明確にし、「議会が、確保に努める」とした方がよいのではないか。</li> </ul>
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民全体の福祉」と「市民福祉」に違いがあるか不明確である。（前文、第1条関係）</li> <li>・前文の解説では「市民の福祉」と記載されているが、第9条の解説では「市民福祉」と記載されているので整合を図るべき。</li> <li>・「市民」と「住民」の使い分けについて、解説があった方がよいのではないか。</li> </ul>